

様式第9 法第49第1項（農林水産省令第7条第2項及び内閣府・農林水産省令第1条第2項）及び第50条第1項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において4ha超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第4条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体	捺印
	漁業集落防災機能強化事業	前浜地区 (1工区)	気仙沼市	

図面記号	N-15						
土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	土地利用区分	
			登記簿	現況		農振法	都市 計画法
			気仙沼市 松崎前浜	畑			
転用することによつて生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	計	1筆	25㎡(田)	0㎡	畑	25㎡)	・対象地は畑であり、周辺は宅地、雑種地であるため用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。 ・雨水については、新設及び既設道路側溝を経て海に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。

記載上の注意事項

- 東日本大震災特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 図面番号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面番号を記載すること。

添付資料

- 土地の位置を示す地図（2,500分の1程度）及び土地の登記事項証明書
- 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 被災関連市町村等以外のものが事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- その他参考となるべき書類

(注意)

- ※1、※2の欄及び添付書類については、個人情報保護の観点から必要な配慮を行うこと。
- 法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式に添付して書面により通知すること。
なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

様式第 9 法第49第 1 項（農林水産省令第 7 条第 2 項及び内閣府・農林水産省令第 1 条第 2 項）及び第50条第 1 項関係（農地転用の許可）

農地法（大臣許可：計画区域において 4 ha 超の農地転用が明確な土地利用方針を記載する場合）

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に関する事項

法第49条第 1 項又は第 2 項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	漁業集落防災機能強化事業	津本地区 (2 工区)	気仙沼市

図面記号 N-17	土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)	権利者の氏名又は種類	農振法	都 市 計画法
				登記簿	現 況					
						計	「別紙 2 記載の通り」			
	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権 利 の 存続期間	3筆 214.38㎡ (田 0㎡ 畑 214.38㎡)		永年	なし	その他
	転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	所有権	移転	復興整備計画公表後						<ul style="list-style-type: none"> 対象地は畑であり、周辺は原野、山林、墓地であるため用排水施設はなく、周辺農地での営農に支障は生じない。 雨水については、アスカーブ及び新設道路側溝を経て海に放流する予定であり、周辺農地に対する影響はない。

(別紙2) 土地の所在等

所 在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合(※2)		農振法	土地利用区分
		登記簿	現 況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称		
気仙沼市 唐桑町津本	115番1 の一部	畑	畑	1,038 のうち 48	なし	なし	農振地域外 農用地区域 外	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町津本	130番1 の一部	畑	畑	2,666 のうち 6.38	なし	なし	農振地域内 農用地区域 内	都市計画 区域外
気仙沼市 唐桑町津本	138番1 の一部	畑	畑	公簿1,940 実測1,943 のうち 160	なし	なし	農振地域内 農用地区域 内	都市計画 区域外
計 3筆		214.38㎡ (田 0㎡、畑		214.38㎡)				